

日野町告示第171号

下記の書類は、宛先人の所在が不明なため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定に基づき公示送達をします。

なお、この書類は日野町役場税務課において保管し、申し出があればいつでも交付します。

令和 8 年 1 0 月 9 日

日野町長 堀江 和博



記

文書の名称	氏 名
地方税法第13条及び地方税法第713条に基づく通知	
令和8年度 納付書兼領収証書 第4期	山本 英樹
	大橋 光
令和8年度 国民健康保険税 納税通知書 第4期	丸山 大輔
注意	地方税法第20条の2第3項の規定により、告示のあった日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

以上